安来市立伯太中学校いじめ防止基本方針

策定の目的

いじめ問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。「伯太中学校いじめ防止基本方針」は、いじめ防止対策推進法等に基づき、だれもがつながり、学び、よりよく生きていける力が育つよう、家庭・地域・関係機関と連携していじめの防止等のための対策や発生時の対応を総合的かつ効果的に推進するために定めるものである。

いじめの定義

いじめの禁止

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(「いじめ防止対策推進法」第2条)

いじめは重大な人権侵害にあたり、被害者、加害者及び周囲の生徒に大きな傷を残すものである。いじめは決して許されない行為であり、全ての生徒は、いじめを行ってはならない。



未然防止の重点「人間性や社会性の向上」

- ■認め合い高め合う集団づくり ■自己決定の場の提供
- ■自己有用感を高める活動、主体的な活動の推進
- ■自己調整力を高める指導の充実、環境整備
- ■人権教育、道徳教育の充実 ■体験的な学習の充実
- ■読書活動の充実 ■協働的な学習の充実
- ■多様な指導・教材の提供 ■特別支援教育の推進

早期発見の重点:「意識的な観察」

- ■行動観察、健康観察 ■積極的な情報共有
- ■相談窓口の周知 ■SC による全員面接
- ■アンケートの実施(6・7・11・12・2・3月)
- ■教員による日常的な校内巡回
- ■いじめ発生時の対応の確認・周知
- ■生徒理解のスキル向上のための研修実施

対処の重点「被害生徒と通報生徒の安全確保」

- ■いじめ行為の抑止 ■生徒の安全確保 ■迅速な報告
- ■「学校いじめ防止対策委員会」での対応方針等の決定
- ■詳細な事実関係の把握といじめの判断
- ■被害生徒へのケア、加害生徒への指導と懲戒
- ■継続指導と経過観察 ■関係集団への対応
- ■保護者への対応 ■関係機関との連携

家庭・地域との連携の重点:「理解・連携・協働」

- ■「伯太中いじめ防止基本方針」の周知を図る
- ■いじめ問題の重要性の認識を広める
- ■保護者面談やたより等を通じて家庭との緊密な連携協力を図る
- ■より多くの大人が子どもの悩みや相談を受けとめる ことができるよう、連携・協働する体制を構築する

事案対応フロー図 学校いじめ防止対策委員会 いじめの情報 行為の抑止 管理職 Ш 訴え・発見 生徒の安全確保 生徒指導主事 ■対応についての方針、方法、 対応者の決定 【 迅速な事実関係の調査 】 対応組織 (学年部等) ■いじめの事実の有無の確認 情報提供者、被害生徒、教職員、加害生徒、他の生徒等から ■解決への指導、支援 ■継続指導と経過観察 いじめと判断 いじめと判断できる場合 加害生徒が ■事態収束の判断 できない場合 事実を認めない場合 ①被害生徒の安全確保・ケア ①いじめを訴える ①どのような行為を ②加害生徒への指導・支援 生徒の話を否 したかを確認する ③家庭への連絡、協議 定せず、教育相 ②行為が相手にとってつ 事実関係と対応についての説明、再発防止に 教職員 談を実施 らいものであることを納 向けての協議 ②継続的な行動 得させ、その行為をや ※「重大事態」「学校単独での対応困難」の場合、 観察と支援 めさせる説諭を行う 市教委の指導に従い対応する 教育委員会 関係集団への対応 関係機関との連携 ①学級生徒、他学年生徒への説明 教育委員会、警察、 ②問題を自分ごととして捉え、考えさせ、再発防止にむけた行動につなげる 医療機関等 関係機関

伯太中学校いじめ防止対策委員会(学校におけるいじめ防止等の対策のための組織)

校長、教頭、生徒指導主事、生徒指導部教員、養護教諭のほか、必要に応じてスクールカウンセラー等も参加

- 相談・通報の窓口
- 年間計画・いじめ発生時の対応・いじめ防止の取組等の計画・実行・検証・修正(PDCAサイクル)
- いじめの疑いに係る情報の収集・記録・共有
- いじめを認知した際の迅速な情報共有、事実関係の聴取・指導、支援体制・対応方針の決定
- 保護者との連携
- 市教委の判断により重大事態の調査を実施

いじめ防止等に係る取組の年間計画

月	校内における取組	家庭・地域との連携
4月	生徒情報の共有、特別支援教育についての理解教育実施、 いじめ防止基本方針の確認、生徒総会	I 年生保護者面談、 P T A 役員会 伯太町小中連携推進会議企画会
5月	スマホ・ネット安全教室、生徒指導ガイダンス、 ボランティア活動、特別支援教育委員会	いじめ防止基本方針の説明、2・3年保護者面談 授業公開、学級懇談会、部活動懇談会、小中連絡会
6月	アンケートQU実施、教育相談前アンケート実施、 教育相談、特別支援教育委員会	PTA正副会長会、教育後援会理事・評議員会
7月	学期末アンケート実施、 I 学期の取組の振り返り	給食試食会、学期末保護者面談 学警連伯太ブロック連絡会議 学人同協伯太中ブロック研修会、市学人同協研修会
8月	ボランティア活動、アンケートQU結果分析、 生徒理解に関する教職員研修実施	地域行事・ボランティア活動
9月	体育祭、修学旅行、職場体験学習	PTA正副会長会
10月	音楽祭、特別支援教育委員会	地域行事・ボランティア活動
11月	アンケートQU実施、教育相談前アンケート実施、 教育相談、特別支援教育委員会	PTA正副会長会
12月	学期末アンケート実施、人権週間に係る取組、 ボランティア活動、教職員アンケート実施、 2学期の取組の振り返り	学期末保護者面談、保護者アンケート実施
1月	生徒理解に関する教職員研修実施、学校評価、生徒総会	小中連絡会、PTA正副会長会
2月	教育相談前アンケート実施、教育相談、 特別支援教育委員会	学校説明会
3月	学期末アンケート実施、今年度の取組の振り返り	PTA役員会、教育後援会理事・評議員会 学校運営協議会、PTA正副会長会

いじめのサイン発見シート(政府広報オンライン)~家庭でいじめのサインを見逃さないために~

朝(登校前)	夕(下校後)
□□ 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。 □□ 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。 □□ 遅刻や早退がふえた。 □□ 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。	□□ ケータイ電話やメールの着信音におびえる。 □□ 勉強しなくなる。集中力がない。 □□ 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。 □□ 遊びの中で、笑われたり、からかわれたり、命令されている。 □□ 親しい友達が遊びに来ない、遊びに行かない。
夜間(就寝後)	夜(就寝前)
□□ 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。 □□ 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。 □□ 教科書やノートにいやがらせの落書きをされたり、破られたりしている。 □□ 服が汚れていたり、破れていたりする。	□□ 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。 □□ ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。 □□ 学校や友達の話題が減った。 □□ 自分の部屋に閉じこもる時間が増えた。 □□ パソコンやスマホをいつも気にしている。 □□ 理由をはっきり言わないアザや傷あとがある。

- 子どもから相談されたら、「伝えてくれてありがとう」と伝え、気持ちを受けとめる
- サインに気づいても、問い詰めたり、結論を急がない